

箱根町宿泊税条例骨子（案）の考え方

- 1 町の現状
- 2 財源確保策の検討
- 3 宿泊税の制度内容（案）
- 4 今後のスケジュール

令和8年7月

箱 根 町

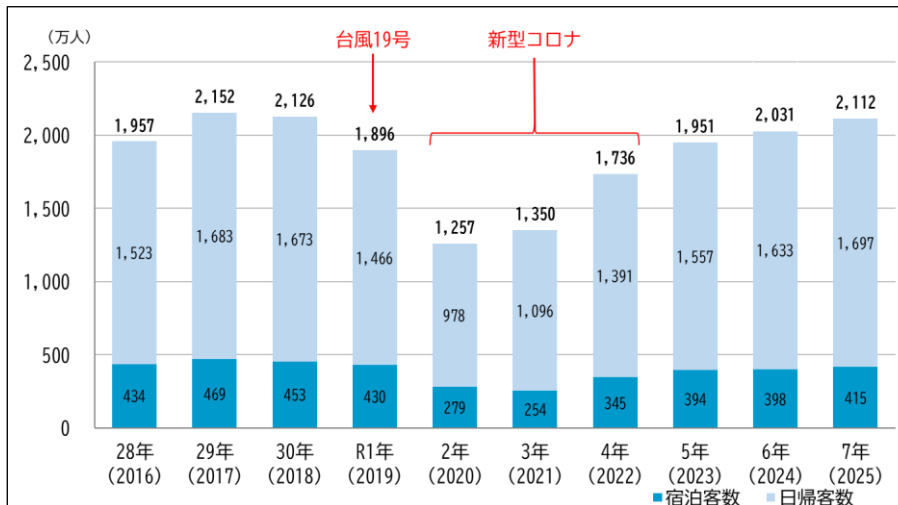
1 町の現状

(1) 観光の現状

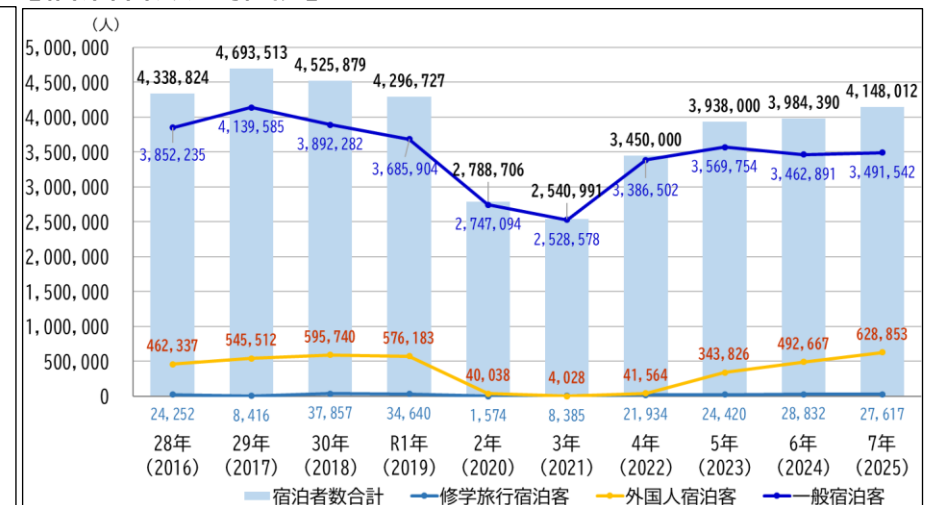
入込観光客数は、平成3年の2,247万人をピークに年間約2,000万人前後で推移しており、令和7年は、インバウンド需要が引き続き好調だったため、2,112万人となりました。

そのうち、宿泊客数は400万人前後で日本人宿泊客が8割以上を占めています。ただし、近年は、物価高騰などの影響により、日本人宿泊客が回復していない一方で、円安による訪日需要により、外国人宿泊客が増加傾向にあります。

【入込観光客数の推移】



【宿泊者数の推移】



1 町の現状

(2) 財政の現状

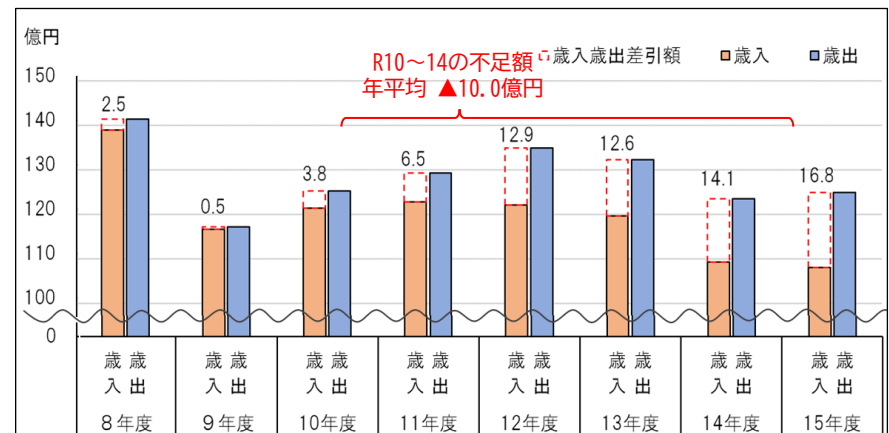
長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の7割を占める町税収入は、右肩下がりで減少しています。一方歳出では、観光客の受入れや山岳地形・集落の点在に対応するための費用により、人口・面積の同規模団体と比べ、多くの経費を必要とすることが課題となっています。

このような厳しい財政状況の中で、安定的な行財政運営を行うため、平成28年度から固定資産税の超過課税を実施していますが、ごみ処理広域化や消防署の建替え等により、令和10年度以降は、年間約10.0億円の財源不足が見込まれています。

【観光に関する支出の他市町村との比較（R6決算）】 【中長期財政見通し（R7.6月時点修正）】

区分	箱根町	同規模団体平均	同規模団体※との差の主な要因
観光費	6.3億円	1.4億円	ブランド力向上などの観光振興 観光客受入体制の維持・充実
清掃費 (ごみ処理)	7.7億円	4.0億円	人口5万人の市町村と同等の施設を運営
消防費	10.1億円	3.8億円	集落が点在する中、町民、観光客等に 必要な消防力・救急体制を確保
下水道費	2.3億円	1.2億円	地形条件及び観光客を加味した規模の 施設規模を保有

同規模団体：福井県永平寺町、静岡県東伊豆町、和歌山県紀美野町、和歌山県串本町



2 財源確保策の検討

(1) 検討会議の設置

固定資産税の超過課税により、観光関係事業者や町民など町内外の幅広い方から負担を求めてもなお、将来の財源不足が拡大する見込みとなったため、令和元年8月に「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議(検討会議)」を設置し、新たな財源確保策を検討することとしました。

◆ 検討会議の目的

観光地として一層発展・成長するために「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような**観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方**を検討すること。

3つの検討項目とポイント

- ① 歳出の対象分野と規模感
 - ・ 持続可能な観光地であるためには、**観光施策の充実だけでなく、観光施策の維持に要する費用も対象**とした制度が必要
- ② 観光まちづくり財源のあり方
 - ・ 町民・事業者だけではなく、**観光客に負担していただく方策**を検討する
- ③ 具体的な制度内容
 - ・ 地域特性等を踏まえつつ、**具体的な制度内容の検討結果**をとりまとめる

2 財源確保策の検討

(2) 検討会議等による検討経過

時 期 (回 数)	主な議題等
令和元年8月～令和2年10月 (第1～6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会議の前提条件や検討対象 ・ 「観光まちづくりの対象範囲」や必要な財源の規模感 ・ 観光まちづくり財源のあり方や検討対象
※新型コロナウイルス感染症の影響により会議を休止	
令和5年10月～令和6年12月 (第7～11回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍以降の社会変化や令和6年度以降の財源不足への対応 ・ HOT21観光プラン実施計画（後期） ・ 観光まちづくり財源の確保手法
令和7年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱根温泉旅館ホテル協同組合、神奈川県公園協会との意見交換
令和7年3月～5月 (第12, 13回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者との意見交換結果を踏まえた観光まちづくり財源のあり方 ・ 中間報告書のとりまとめ
令和7年8月～10月 (第14, 15回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光の現状と財政の見通し ・ 宿泊税の課税要件や考え方（案）
令和7年11～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者・町民・観光客へのアンケート調査 ・ 宿泊税の検討状況説明会（全5回）
令和7年11月～令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会（全3回）
令和8年2月～5月 (第16～18回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート、説明会、専門部会の結果 ・ 宿泊税の制度内容（案） ・ 全ての観光客から負担を求める方策 ・ 検討会議報告書のとりまとめ

2 財源確保策の検討

(3) 財源確保策の絞り込み

地方公共団体の自主財源のうち、地方税（超過課税や法定外税）及び協力金の中から、試算額や課題等を整理し、財源確保策を絞り込んでいくこととしました。

区分		名称	実施団体	実施の可否（試算額）
法定税(超過課税)		入湯税	大阪府箕面市 ほか11団体	○ (1.9~5.7億円)
法定外税	普通税	歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市	○ (0.7億円)
		別荘等所有税	静岡県熱海市	× (4.2億円)
		宮島訪問税	広島県廿日市市	× (試算不可)
	目的税	宿泊税	京都府京都市 ほか5団体	○ (5.9~13.3億円)
		乗鞍環境保全税	岐阜県	○ (1.3億円)
		環境協力税等	沖縄県伊是名村ほか3団体	× (試算不可)
協力金等		有料公衆トイレ	東京都千代田区	△ (800万円)
		登山協力金	山梨県 ほか2団体	× (試算不可)
		入域(入島)料	沖縄県竹富町	△ (試算不可)

【凡例】 ○：実施可能（課題あり），△：実施可能（一定規模の財源確保が困難），×：実施困難

◆ 中間報告（令和7年5月）

実施可能な財源確保策について、事業者との意見交換や相対評価を行った結果、**①幅広い観光客が対象、②観光まちづくり全般への活用、③財源規模の点から、現時点では宿泊税を中心に検討することが現実的**との中間報告がありました。

2 財源確保策の検討

(4) 検討会議からの報告書提出（令和8年5月）

中間報告後は、先行団体の状況把握のほか、専門部会による調査審議結果や、宿泊事業者、観光客、町民向けアンケート調査結果等を踏まえ、**宿泊税の具体的な制度（案）について一定の結論を得た**ため、今後の検討に対する意見とともに、検討会議から町に報告書が提出されました。

検討会議からの3つの意見

① 透明性の確保

税込額は、観光振興や観光客の受入れに伴う幅広い財政需要の財源不足額に対応させるべきである。また、観光まちづくり施策や効果を示し、制度の透明性を高める必要がある。

② 特別徴収義務者への周知と理解の促進

徴収事務の負担軽減や、徴収事務の公平性の確保等の課題に対して、宿泊事業者への周知や、丁寧な説明・対話により理解を深め、安定的な制度運用を図ることが重要である。

③ 不断の検証と見直し

宿泊税導入後も定期的に制度の効果やあり方を検証し、対応していく必要がある。また、次のステップとして、宿泊税以外の広く観光客に負担を求める方策の検討を継続する必要がある。



検討会議から町長に報告書を提出（令和8年5月25日）

3 宿泊税の制度内容（案）

(1) 宿泊税とは

ホテルや旅館、民泊等の施設に宿泊する観光客等に対して課される税金です。自治体が独自に実施する地方税で、制度内容等は条例で定めます。

(2) 箱根町における宿泊税の基本的な考え方

- ◆ 箱根町が日本有数の観光地として一層発展・成長し、町内で生活する人々によって観光が支えられる、「観光」と「暮らし」が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを実現するための新たな財源確保策として、令和10年4月から導入することを目指します。
- ◆ 宿泊税は、観光資源の磨き上げ・掘り起こしや観光受入体制の構築等の観光振興施策の充実だけではなく、ごみ処理や消防救急体制の確保、道路整備、防災対策等を含めた、観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要に対応していきます。
- ◆ 観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要は、観光客と町民の両方に及んでおり、これらに適切に対応するため、「法定外普通税※」として、制度設計します。

※法定外普通税：地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる税のうち、収入の使い道を特定せず、一般の経費に充てるために課される税です。
ただし、箱根町では、観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要に対応する予定です。

3 宿泊税の制度内容（案）

(3) 宿泊税の制度概要

項 目		制度内容	考え方
税の名称(税制度)		箱根町宿泊税（法定外普通税）	・宿泊行為に着目した名称で、宿泊客にわかりやすく、宿泊事業者も説明しやすいため
課税客体		町内に所在する宿泊施設※への宿泊行為 ※旅館・ホテル、簡易宿所、民泊	・宿泊施設の形態に関わらず受ける行政サービスの程度は変わらないため
課税標準		上記施設における宿泊数	・先行団体と同様
納税義務者		上記施設における宿泊者	・先行団体と同様
徴収方法		特別徴収	・現実的な徴収方法であるため
税率(税込見込)		1人1泊につき350円(年平均 約14.1億円)	・1泊2食付きの料金プランが多く、事務負担等を考慮し、簡素で明瞭であるため
非課税事項	課税免除	<ul style="list-style-type: none"> 小学生以下（12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者） 修学旅行等の参加者（引率者の含む） 公益上その他の事由 	<ul style="list-style-type: none"> 児童自身に担税力(税を支払う能力)がないため 教育旅行の一環であるため
	免税点	なし	・課税客体と同様
制度の見直し		5年ごとに制度の見直しを検討	・社会経済情勢の変化や財政需要等を勘案し、制度のあり方を検証するため
税収の考え方		観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要に対応	・観光客と町民双方が享受する行政サービスを維持、向上させることで、持続可能な観光地を目指していくため

3 宿泊税の制度内容（案）

◆ 税率設定の考え方

町内には、1泊2食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、特別徴収義務者の事務負担が少なく、宿泊客にとってもわかりやすいことや、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないという応益負担の観点から、**簡素で明瞭な一律定額制**とします。

税額は、令和10年度以降の宿泊客数や、必要となる額をもとに試算した結果、**1人1泊につき350円**とします。

項目	試算結果	備考
税収見込	年平均 約14.1億円	約402万人※× 350円 ※R10~14平均宿泊客数(見込)－課税免除分(見込)
【参考】R10以降の新たな財政需要	年平均 約14.5億円+ α	①観光振興の充実分 3.2億円 ②財源不足額 10.0億円 ③その他 1.3億円 (徴収費用、基金等)

①観光振興の充実分の主な取組み（予定）	②財源不足額の主な要因
<ul style="list-style-type: none"> ①箱根のブランド力を向上させる施策 観光資源の魅力向上、受入体制の構築 等 ②観光客や町民の満足度を高める施策 オーバーツーリズムの未然防止・抑制等 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ処理広域化に伴う中継施設等の整備 ②消防署の建替・消防車両の更新 ③新たな下水道処理区の供用開始・老朽化対策 ④物価高騰、人件費上昇に伴う観光客受入経費の増

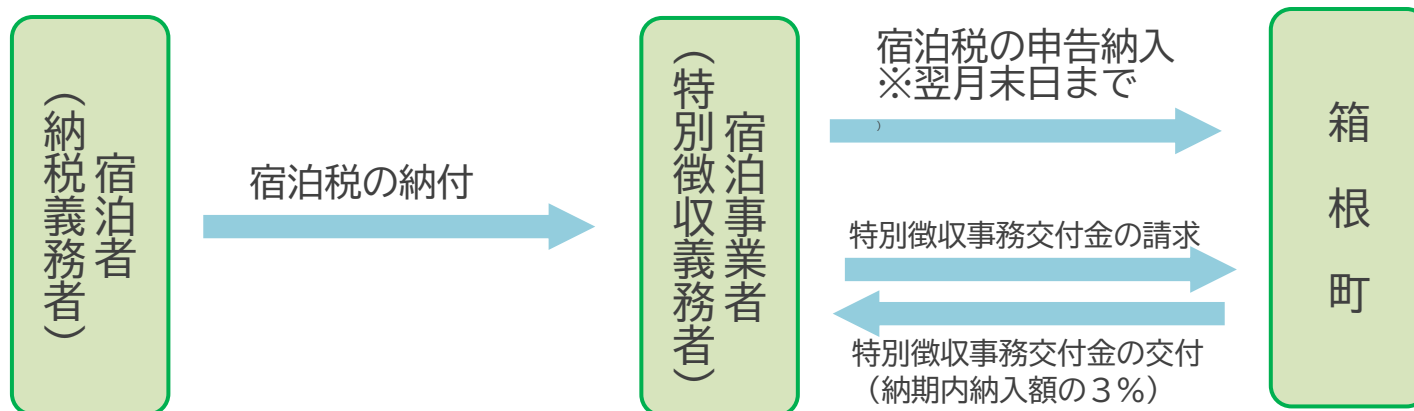
3 宿泊税の制度内容（案）

(4) 宿泊事業者への負担軽減策

特別徴収義務者の事務負担に配慮し、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収事務交付金やシステム整備費等補助金を交付します。




項目	制度内容
特別徴収事務交付金	納期内納入額の3.0%を交付
システム整備費等補助金	システム整備費等※について1施設あたり上限100万円を全額補助 ※システムの改修・構築やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費

◆ 宿泊税納入の流れ



4 今後のスケジュール

◆ 宿泊税導入に向けた想定スケジュール

年度	令和8年度				令和9年度		令和10年度
	7月	8月	12月	3月	上半期	下半期	4月～
項目	 <p>パブリックコメントの実施</p> <p>町議会に条例(案)の提出・審議</p> <p>総務省との協議開始</p>				 <p>宿泊事業者への制度説明</p> <p>観光客への周知</p>		 <p>条例施行・課税開始</p>